

事 務 連 絡
平成29年3月30日

都道府県下水道担当課長殿
政令指定都市下水道担当部長殿
(以上地方整備局等
下水道事業担当課長等経由)
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

事業計画及びストックマネジメントに関するQ&Aについて

標記について、事業計画及びストックマネジメントに対する理解を深めてもらうため、これまでに寄せられた質問とそれに対する回答を『Q&A』としてとりまとめ、国土交通省のホームページで公表いたしました。

各地方公共団体においては、本Q&Aをご活用いただき、適切な事業執行方お願いします。

なお、Q&Aの内容は、今後も質問等を踏まえて、適宜追加することとしておりますので、定期的な確認をお願いします。

各都道府県におかれては貴管内の市町村(政令指定都市を除く。)に対して、周知徹底方お願いします。

<事業計画及びストックマネジメントに関するQ&Aの公表アドレス>

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000493.html

事業計画及びストックマネジメントに関するQ&A (平成29年3月版)

目次

I	事業計画及びストックマネジメントに関する共通のQ&A (Q1) ----	1
II	事業計画に関するQ&A	
	1. 制度全般	
	(1) 事業計画の必要性 (Q1~Q7) -----	2~3
	(2) 事業計画の期間 (着手・予定年月日) (Q8~Q10) -----	4
	(3) その他 (Q11~Q14) -----	4~5
	2. 維持修繕基準	
	(1) 点検対象 (Q15~Q21) -----	6~7
	(2) 点検方法 (Q22) -----	8
	(3) 点検記録 (Q23~Q25) -----	8~9
	(4) その他 (Q26) -----	9
	3. 事業計画 (施設の設置に関する方針)	
	(1) 全般 (Q27~Q29) -----	9~10
	(2) 目標 (Q30~Q35) -----	10~11
	(3) 個別の施策について (Q36~Q40) -----	12~13
	4. 事業計画 (施設の機能の維持に関する方針) (Q41~Q45) -	13~14
	5. 事業計画 (財政計画書) (Q46~Q53) -----	14~16
III	ストックマネジメントに関するQ&A	
	1. SM実施方針	
	(1) 全体 (Q1~Q10) -----	17~20
	(2) 長期的な改築事業のシナリオ設定 (Q11~Q12) -----	20~21
	(3) 点検・調査の計画又は実施 (Q13~Q15) -----	21~22
	(4) 改築実施計画 (Q16) -----	23
	(5) その他 (Q17~Q18) -----	23~24

2. SM計画	
(1) 全体 (Q19)	24
(2) 改築実施計画 (Q20~Q23)	24~25
3. 交付金について	
(1) 全体 (Q24)	26
(2) SM計画の策定 (Q25)	26
(3) 点検・調査の計画又は実施 (Q26~Q27)	27
(4) 改築実施計画 (Q28)	28
(5) その他 (Q29~Q30)	28~29

I 事業計画及びストックマネジメントに関する共通のQ&A

Q1. スtockマネジメントや新しい事業計画に初めて取り組むため、何から手をつけたいのか分かりません。

A1: スtockマネジメントの実施についてはSMガイドラインに詳細が記載されていますが、まずは、腐食のおそれの大きい箇所も含めた点検の優先順位など、点検・調査を中心に実施方針を策定し、ストックマネジメントを実施する方法があります。

新しい事業計画については、点検・調査を中心にとりまとめられた実施方針を参考に、管渠調書については、腐食のおそれの大きい箇所の数、位置及びそれらの点検方法・頻度を記載し、様式1～3については事業の実施状況や各種計画の策定状況に応じて、可能な限り記載することが可能です。

なお、ストックマネジメントについては実施状況に応じた実施方針の継続的なブラッシュアップが必要であり、ストックマネジメント実施方針のブラッシュアップと同時期に事業計画を変更し、双方の整合を図っていくことが望ましいでしょう。

Ⅱ 事業計画に関するQ&A

【1. 制度全般】

(1) 事業計画の必要性

Q1. 整備が終了している団体でも事業計画の変更は必要ですか。

A1: 事業計画への記載事項が追加されたため、事業計画の変更が必要です。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-1 より)

Q2. いつまでに事業計画の変更が必要ですか。

A2: 事業計画についての改正法の施行の日(平成27年11月19日)から3年の間、つまり平成30年11月18日までに変更が必要です。なお、維持修繕基準は、平成27年11月19日に既に施行されていますので、事業計画の変更を行う前であっても、改正法に基づく維持修繕を行う必要があります。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-2 より)

Q3. もし、3年間の間に事業計画の変更ができなかった場合はどうなりますか。

A3: 罰則等はありませんが、新法に基づく事業計画としての要件を失うこととなり、下水道法上の効果(私人への規制等)が及ばなくなる可能性がありますので、必ず期限までに変更を行ってください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-3 より)

Q4. 事業計画策定後、記載内容に変更があったのですが、事業計画の変更が必要ですか。

A4： 事業計画の変更が必要かどうかは、「下水道法施行令第5条の2及び第17条の9に定める協議等を要しない事業計画の軽微な変更の取扱いについて」（平成27年11月19日下水道事業課企画専門官事務連絡）を参照してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-4 より）

Q5. これまでは、機能が変わらない更新事業については、事業計画の変更が不要でしたが、今後は必要になりますか。

A5： 事業計画の記載事項に変更がない場合（機能が変わらない更新事業の場合など）には、これまでどおり事業計画の変更は不要です。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-5 より）

Q6. 点検の箇所数が変わる場合、重要変更項目となりますか。

A6： 見越していた調査方法や現場条件で点検箇所が変われば、その都度変更が必要。例えば、材質変更等で腐食のおそれがなくなれば、事業計画に定める腐食のおそれのある排水施設の点検箇所を減らすことができます。この場合、事業計画の変更を行ってください。

Q7. スtockマネジメント計画を策定または見直したときには事業計画の変更が必要でしょうか。

A7： 事業計画本体の記載事項に係る変更があった場合は変更が必要ですが、ない場合は変更不要です。

Stockマネジメント計画の策定等により様式2の内容に変更が生じた場合は、事業計画本体の記載事項に変更があった際に変更してください。（様式2の変更のみでの事業計画の変更は不要です。）

(2) 事業計画の期間（着手・予定年月日）

Q8. 新たな事業計画の事業期間は何年ですか。

A8: 事業計画の事業期間は概ね5～7年程度で、これまでの取扱いと変わりません。

（「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-6 より）

Q9. 排水施設の点検の方法・頻度を記載するために事業計画を変更する場合、工事の着手及び完了の予定年月日はどう扱ったらよいですか。

A9: 改築などの工事に併せて変更を行うのであれば、当該工事について記載ください。工事と関係なく、排水施設の点検の方法・頻度を追加するだけの変更の場合、工事の着手及び完了の予定年月日を変更する必要はありません。

（「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-7 より）

Q10. 下水道施設の工事は終了しており、当面改築の予定もないのですが、新しい事業計画を提出する場合、工事の着手及び完了の予定年月日はどのように取り扱えばよいのでしょうか。

A10: この場合は工事の着手及び完了の予定年月日を変更する必要はありません。「事業計画の期間（工事完了の予定年月日）が過ぎている」ということは、下水道施設の整備工事や改築工事等の予定がないだけで、下水道施設の点検・調査などの維持管理は継続して実施されており、下水道事業が休止されているわけではありません。

(3) その他

Q11. 排水施設の点検の方法・頻度を記載するために事業計画を変更する場合、令第3条に基づく公示は必要ですか。

A11: 不要です。令第3条では、処理区域・排水区域、工事期間について、利害関係人に意見を申し出る機会を与えるものですが、排水施設の点検の方法・頻度の記載のみの事業計画の変更では、これらの事項に変更はないためです。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-8 より)

Q12. 都市計画法の事業認可手続に変更はありますか。

A12: 変更はありません。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q1-9 より)

Q13. 土地利用の状況を記載した書類を添付する必要のある状況はどのような場合ですか。

A13: 都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、排除すべき雨水の量を特に見込む区域に限ります。

Q14. 事業計画のうち、様式1～3については個々の事業計画単位で記載したほうがよいのでしょうか。

A14: 様式1～3については、下水道管理者単位での施設の設置に関する方針や、機能の維持に関する方針などについて記載するような内容となっているため、下水道管理者単位で事業計画に記載することが望ましいとされています。ただし、複数の事業計画を有しているなどの理由により、下水道管理者単位で記載することが難しい場合は、まずは処理区ごとに記載し、事業計画変更の機会を通じて下水道管理者単位で記載するなどの方法もあります。

【2. 維持修繕基準】

(1) 点検対象

Q15. 防食塗装を行った場合も5年に1度点検が必要ですか。

A15: 不要です。5年に1度の点検を要する排水施設からは、「腐食を防止する措置が講ぜられているもの」が除かれています(規則第4条の4)。ただし、防食塗装自体にも寿命はあるので、防食塗装の寿命に応じた点検を行ってください。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-1 より)

Q16. 腐食のおそれのある箇所は污水管が対象となると考えていますが、雨水管についても5年に1度の点検が必要ですか。

A16: 概念上は想定されますが、雨水管の腐食は想定しにくく、対象とはならないものと考えます。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-2 より)

Q17. 事業計画に定めた点検箇所について、今後、点検が不要であると判断すれば、減らしていくことができますか。

A17: 例えば、材質変更等で腐食のおそれがなくなれば、事業計画に定める腐食のおそれのある排水施設の点検箇所を減らすことができます。この場合、事業計画の変更を行ってください。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-3 より)

Q18. 事業計画には、主要な管渠の点検箇所を記載するようになっていますが、「腐食のおそれの大きい箇所」の点検は、全ての管渠を対象とする必要があるのでしょうか。

A18： 実際に下水道管理者自ら「腐食のおそれの大きい箇所」を点検する場合は、事業計画に記載された箇所だけでなく全ての「腐食のおそれの大きい箇所」を点検しなければなりません。

Q19. 腐食のおそれが大きい箇所は、圧送管の吐き出し先、伏越下流マンホールのみを計上すればよいですか。

A19： 上記を例として挙げていますが、これ以外にも点検・調査において把握した腐食環境等を踏まえて選定してください。選定にあたっては、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン—2015年版—」及び「下水道管路施設腐食対策の手引き（案）」の改訂を参考にしてください。

Q20. マンホールポンプや伏越マンホールを新設する場合、腐食のおそれが大きい箇所として、点検調査箇所の計上が必要ですか。

A20： 新設の場合、「腐食を防止する措置」を行うため、不要です。ただし、施工時に「腐食を防止する措置」を行ってください。
※ 新設の場合、「腐食を防止する措置」を行うため、腐食のおそれが大きい箇所としては計上は不要ですが、別途、対策内容に応じた点検頻度を設定してください。なお、施工時には「腐食を防止する措置」を行ってください。

Q21. 主要な管渠が伏越しの場合や圧送管から自然流下に切り替わる場合に、下流側のどこまでを点検を行うためのマンホールにすべきか不明な場合はどうしたらよいですか。

A21： 現地を確認して設定する。調査の結果、範囲が変わる場合は変更。マンホール落差や現地の腐食状況等に応じて設定してください。

(2) 点検方法

Q22. 点検の方法として「ミラーによる目視」も含まれますか。

A22: 含まれます。なお、事業計画の管渠調書に記載いただく場合は、形式的には点検方法の変更についても協議が必要な事項となるので、複数の方法が想定されるのであれば、複数記載してください。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-4 より)

(3) 点検記録

Q23. 点検記録はどれくらい保存すればよいですか。

A23: ① 5年に1回以上の点検が必要となる腐食のおそれのある排水施設は、「次の点検を行うまでの間」、点検記録を保存してください(規則第4条の4第2項)。

② 上記以外の箇所については、点検記録の保存期間の定めはありませんので、地方公共団体のご判断で、効率的な点検ができるように取扱いください。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-5 より)

Q24. 第三者が点検した結果をチェックすることはありますか。

A24: 事業計画において腐食のおそれのある排水施設の点検の方法及び頻度は国土交通大臣又は都道府県知事が協議又は届出を受けることになっていますが、実際に協議又は届出の対象となった排水施設を含め、施設の点検を実施したかどうかを第三者に報告することにはなっていません。ただし、国土交通大臣又は都道府県知事が下水道法第39条の報告徴収権に基づき、必要な場合に報告を求めることはあり得ます。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-6 より)

Q25. 点検した結果を公表する必要性はありますか。

A25: 点検した結果を公表する必要はありませんが、次の点検まで保存しておく必要があります。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q2-7 より)

(4) その他

Q26. 新しい事業計画において修繕・改築の判断基準として用いる「緊急度」や「健全度」とは何でしょうか。

A26: 「緊急度」「健全度」は施設の機能や状態の健全さを示す指標であり、「緊急度」は管渠、「健全度」は管渠以外の下水道施設に用いられます。「緊急度」や「健全度」を基に修繕、改築等の対策手法を判断することとなります。詳細は、緊急度については「下水道維持管理指針(実務編)ー2014年版ー」、健全度については「下水道事業ストックマネジメント実施に関するガイドラインー2015年版ー」にそれぞれ掲載されております。

【3. 事業計画（施設の設置に関する方針）】

(1) 全般

Q27. 施設の設置に関する方針について、現時点で記載できない部分が多いのですが、どのように対応したらよいですか。

A27: 事業の実施状況や検討状況に応じて可能な範囲で記載ください。施設の設置に関する方針は、事業を政策体系化に位置づけて明らかにするものですので、今後、事業計画の変更等の機会を通じて、段階的に内

容の充実を図っていただきたいと思います。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-1 より）

Q28. 施設の設置に関する方針についても、内容に変更があれば、事業計画の変更をする必要がありますか。

A28: 変更は不要です。今後、事業計画本体の記載事項に変更があった際に変更してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-3 より）

Q29. 実施しない施策に関する「主要な施策」の欄はどうしたらよいですか。

A29: 特段記載せず、空欄で構いません。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-6 より）

（2）目標

Q30. 地震対策の計画などで、①公にした計画に位置づけた目標等と、②計画策定後の内部検討に基づく新しい目標等がある場合、施設の設置に関する方針にはどちらを記載すべきですか。

A30: 目標は公にしたかどうかを問いませんので、②を記載してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-2 より）

Q31. 排水区毎に事業計画が異なるので、整備水準の目標設定が難しいのですが、どうしたらよいですか。

A31: 地方公共団体毎に整備水準の目標設定を行っていただくことが望ましいですが、難しい場合は、排水区毎に記載していただいても構いません。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-4 より）

Q32. 上位計画である流総計画が更新されている場合、「中期目標」はどのように考えればよいですか。

A32: 現在の流総計画の内容を勘案し、地方公共団体として概ね10年程度で達成する目標を設定してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-5 より)

Q33. 1つの施策に対して目標が複数ある場合にはどのように記載したらよいですか。

A33: 複数の目標を併記してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-7 より)

Q34. 長期目標について、具体的な基準はありますか。

A34: 長期目標は、流総計画や都道府県構想などの上位計画に定められているものを記載していただくとともに、それ以外の施策については各地方公共団体で行う事業の最終目標を記載してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-8 より)

Q35. 「汚水処理」の指標として「下水道処理人口普及率」が用いられているが、「汚水処理人口普及率」もこの指標となりますか。

A35: 「汚水処理人口普及率」を記載いただいても構いませんが、下水道事業としての整備基準が分かるように記載してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-9 より)

(3) 個別の施策について

Q36. 分流式のみ下水道の場合、「合流式下水道の改善」は記載しなくてよいですか。

A36: 不要です。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-10 より)

Q37. 合流改善事業が完了している場合、記載しなくてよいですか。

A37: 不要です。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-11 より)

Q38. 「汚泥の再生利用」の指標等として、「燃料又は肥料として有効利用された割合」がありますが、セメント原料化した割合を含めてもよいですか。

A38: 「燃料又は肥料として有効利用された割合」には、セメント原料化の割合は含まれません。別の「指標等」として、併記してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-12 より)

Q39. 「主要な施策」に「地震対策」を記載する必要がありますか。

A39: 「地震対策」の記載は求めておりませんが、地方公共団体のマスタープランや経営計画等で、「地震対策」を重視しているということであれば、記載いただいて構いません。他の施策も同様です。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q3-13 より)

Q40. 事業計画に雨水を位置づけている場合、施設の設定の方針を立案するために雨水管理総合計画を策定する必要がありますか。

A40： 雨水整備事業を行う地方公共団体においては、原則として雨水管理総合計画を策定する必要がありますが、既に雨水管理総合計画の考え方に沿う代替計画がある場合は、改めて策定する必要はなく、当該計画の内容を施設の設置に関する方針に反映させてください。

【4. 事業計画（施設の機能の維持に関する方針）】

Q41. 施設の機能の維持に関する方針について、現時点で記載できない部分が多いのですが、どのように対応したらよいですか。

A41： 事業の実施状況や検討状況に応じて可能な範囲で記載してください。今後、事業計画の変更等の機会を通じて、段階的に内容の充実を図っていただきたいと考えています。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q4-1 より）

Q42. 施設の機能の維持に関する方針についても、内容に変更があれば、事業計画の変更をする必要がありますか。

A42： 変更は不要です。今後、事業計画本体の記載事項に変更があった際に変更してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q4-2 より）

Q43. 「劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画」について、点検を要しないものを机上で選定する場合、どうしたらよいですか。

A43： 管渠については、頻度の違いはあれど点検は必ず実施するものです。頻度の設定等はガイドラインを参照いただきながら、各地方公共団体で適切に設定してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q4-3 より）

Q44. 「改築の需要の見通し」はどの程度の精度が必要ですか。

A44： 一定の試算条件や今後の見通しの方向性など、見通しに係る考え方を記載していただくことが重要であり、精度は問いません。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q4-4 より）

Q45. 「施設の機能の維持に関する方針」に記載すべき点検・調査や診断を未実施であり、改築事業も当面予定がない場合、どのように記載すればよいですか。

A45： 現在点検等を実施していない地方公共団体は、今後行っていく点検の方針や改築等の判断基準を記載してください。なお、検討に時間を要する場合には、いつ頃を目途に方針を策定するか記載してください。「改築事業の概要」については、「改築の予定なし」と記載してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q4-5 より）

【5. 事業計画（財政計画書）】

Q46. 財政計画書は、この様式を使用しなければいけませんか。地方公共団体独自の様式を使うことはできますか。

A46： 円滑な協議の実施のためにも、指定する様式を使用してください。仮に、記載できない項目があれば、個別にご相談ください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-1 より）

Q47. 従来、財政計画書の最上段に、過年度分の金額を合算した数字を記載していましたが、その形式に変更はありませんか。

A47： 変更ありません。最終的な目標について記載してください。

（「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-2 より）

Q48. 財政計画書の数字と実際の予算執行額との間に乖離ができた際に変更が必要ですか。

A48: 変更は不要です。協議時点で合理的な算定を行うようにしてください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-3 より)

Q49. 年次は何年次分記載すればよいですか。

A49: これまでどおり、事業計画(5~7年)の期間記載してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-4 より)

Q50. 「下水道使用料※関連事項」の「初年度」「最終年度」とはいつのことですか。

A50: 事業計画(5~7年)の期間における初年度と最終年度について記載してください。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-5 より)

Q51. 有収率の「講ずる対策」欄に不明水対策も含まれますか。

A51: 含まれます。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-6 より)

Q52. 「有収率」は目に見えた向上が難しく、目標設定がしにくい上、数字の根拠も乏しく悩んでいます。

A52: 例えば、総務省が公表している統計情報等から、類似団体の有収率と比較し、下回っている場合は当該平均値を目標値として設定する方法なども考えられます。

(「新・事業計画のエッセンス」 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-7 より)

Q53. 流域下水道の事業計画の場合、「下水道使用料※関連事項」はどのように記載すればよいですか。

A53: 記載不要です。

(「新・事業計画のエッセンス」平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 Q5-8 より)

Ⅲ スtockマネジメントに関するQ&A

【1. SM実施方針】

(1) 全体

Q1. 供用開始から約15年経過している比較的若いストックに対してもストックマネジメント実施方針を策定すべきでしょうか。

A1: SM実施方針は必ず策定する必要はありません。また、若いストックであっても、計画的な維持管理（点検・調査）のため、ストックマネジメントを実施していただく必要があります。その実施にあたっては地方公共団体独自の基本的な方針を定めて行うべきと考えており、その1つとしてストックマネジメント実施方針を示しているところです
更に、SM実施方針を策定すると、ストックマネジメント実施に関する全体像を把握できるだけでなく、必要な部分を抜粋することで新しい事業計画やSM計画などを作成することも可能であり、これからストックマネジメントを実施される地方公共団体にとっては有用なものになると思われます。

Q2. 汚水と雨水施設を分割して実施方針を作成しても構いませんか。

A2: 汚水、雨水施設はそれぞれ機能は違いますが、下水道資産としては同じなので、それぞれの優先順位を考慮した上で、方針を策定してください。汚水と雨水で1つの方針として策定する必要があります。

Q3. 過去に点検・調査を実施したことがある団体や長寿命化計画を策定したことがある団体がSM実施方針を策定する際、参考となるものを教えてください。

A3： 国交省公表のSMガイドライン又は、平成28年9月30日に日本水道新聞社から発行された「マネジメント時代の下水道事業計画」

Q4. 平成28年10月17日の事務連絡でSM実施方針の策定令が公表されましたが、その中で「初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体が想定した策定例」を記載されていますが、過去に点検・調査を実施したことのない団体や長寿命化計画を策定したことのない団体等を想定した策定例でしょうか。

上記に該当しない団体は、本策定例を原則活用できないと理解すればよろしいでしょうか。

A4： 初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体を想定してはおりますが、限定はしておりませんので、いずれの団体も活用することは可能です。

ただし、あくまで簡易的な検討等による策定例であり、ある程度老朽化対策にこれまで取り組んできた地方公共団体においては、活用することが本当に有用かの判断を事前に検討した後に、活用するようにしてください。

Q5. スtockマネジメント実施レベルに関する基準（検討レベル）はありますか。

A5： 自治体判断によります。ただし、順次ステップアップしていくような取り組みを実施してください。

Q6. 管渠と処理場・ポンプ場は1つのストックマネジメント実施方針として作成する必要はありますか。（当面、管渠の改築更新は必要ないと判断されるとき、処理場・ポンプ場のストックマネジメント実施方針の策定のみで問題ないでしょうか。）

A6： 必要です。全ての施設のストックマネジメント実施方針を作成してく

ださい。改築更新がない場合においても、すべての施設を対象に点検・調査の計画について方針を策定することが必要です。

ただし、最初からすべての下水道施設を俯瞰して優先順位を決めることが難しい等の場合においては、少し管渠施設の検討レベル（優先順位や管理区分）に差をつけて実施する方法もあります。

Q7. スtockマネジメントは処理区ごとに実施してもよいのでしょうか。

A7: Stockマネジメントは自ら管理している下水道施設全体を俯瞰して点検・調査や改築などの優先順位をつけて計画的に実施する観点から、下水道管理者単位で実施することが望ましいとされています。ただし、最初から全ての下水道施設を俯瞰して優先順位を決めることが難しい等の場合においては、処理区単位で優先順位を決めた後、最も優先順位が高い処理区の点検・調査や改築などの対策に優先順位をつけて実施する方法もあります。

Q8. SM実施方針は必ず策定しないとイケないのでしょうか。

A8: SM実施方針は必ず策定する必要はありません。ただし、SM実施方針を策定すると、Stockマネジメント実施に関する全体像を把握できるだけでなく、必要な部分を抜粋することで新しい事業計画やSM計画などを作成することも可能であり、これからStockマネジメントを実施される地方公共団体にとっては有用なものになると思われます。

Q9. Stockマネジメント計画（管路施設）を簡素化版で策定する場合には、事業計画（第3表）に記載する主要な管渠のみを対象とすればよいのでしょうか。（策定例では、施設情報の収集・整理の対象が事業計画（第3表）管渠調書）となっています。）

A9： 平成28年10月17日の事務連絡で示した簡易なSM実施方針の策定例については、あくまでも「初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体を想定した策定例」であり、各都市の実情を勘案して対応してください。

Q10. 国交省事務連絡による「ストックマネジメント実施方針（事例）」は「比較的小規模で必要最低限の項目に対して非常に簡素化した様式」とされていますが、既に一部の施設で長寿命化計画策定済みの自治体でも、簡素化様式のみでもよいのでしょうか。（もちろんPDCAにより全資産の施設情報の収集・整理は実施していくものとします。）

A10： 初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体を想定はしておりますが、限定はしておりませんので、いずれの団体も活用することは可能です。ただし、あくまで簡易的な検討等による策定例であり、ある程度老朽化対策にこれまで取り組んできた地方公共団体においては、活用することが本当に有用かの判断を事前に検討した後に、活用するようにしてください。

※ 平成28年10月17日の事務連絡で示した簡易なSM実施方針の策定例については、「初めてストックマネジメントを実施する地方公共団体を想定した策定例」であり、供用開始からあまり年数が経過しておらず、過去に点検・調査を実施したことのない団体や長寿命化計画を策定したことのない団体等を想定している。改築が必要となる都市は、実態を把握した上で、適切な計画を策定していただきたい。

（2）長期的な改築事業のシナリオ設定

Q11. 策定例では、管路施設と処理場施設の改築需要の足し合わせにより下水道施設全体の改築需要を見通しています。全体（管路施設、処理施設、ポンプ施設をひとまとまりにした）改築の優先順位をつける必要はないのでしょうか。

A11： SM実践5箇条「実施方針や計画策定に時間や労力をかけず、一刻

も早く実施すべし」のとおり、取り急ぎは、管路施設、処理施設等各々の足し合わせで良いです。管路施設、処理施設、ポンプ施設それぞれで優先順位をつけて、最後に全体を見渡して総合的な優先順位を設定していただいて構いません。

Q12. 「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について」（平成28年4月1日付け国水事第111号下水道事業課長通知）に添付の下水道ストックマネジメント計画の記載例では、マンホール蓋が「時間計画保全」に位置づけられているが、その他の管理区分に設定してもよいのでしょうか。

A12: 下水道ストックマネジメント計画の記載例はあくまで一例を示したものであり、計画の策定にあたっては、マンホール蓋毎に、その特性や設置されている環境及び各地方公共団体の実情等を総合的に勘案して、「状態監視保全」・「時間計画保全」・「事後保全」のいずれかの適切な管理区分を独自に設定してください。

（参考：マンホール蓋の管理区分の設定例）

- ・管渠と一体的に劣化状況を把握する場合 → 「状態監視保全」
- ・必要な機能（がたつき防止やふた飛散防止性能等）を有していないマンホール蓋が多く設置されており、マンホール蓋の飛散等による被害が想定されるエリア → 「時間計画保全」

（3）点検・調査の計画又は実施

Q13. 改築実績等の知見が無い場合には、策定例に示されている点検・調査の頻度（例：管路施設の一般環境下の点検頻度…10年に1回、調査頻度…20年に1回又は点検で異常が発見された場合）に倣って決めてよいのでしょうか。

A13: 改築実績が蓄積された段階で、各自治体にあった点検・調査頻度等を設定すべきであり、各自治体で判断してください。各地方公共団体において、実施可能な頻度での設定が必要です。

Q14. 点検調査計画で、今後の調査計画（内容や頻度、スケジュール等）を策定した上で、必要な施設・設備の調査を限定して実施していくこととなります。

当初から調査対象となる施設・設備を想定することが困難なため、調査計画策定までと、調査の実施改築計画策定と、2ヶ年程度に分けることが妥当であると考えますが、基本的にはその考え方でよろしいでしょうか。

A14： 自治体の状況に応じて対応してください。

Q15. 管理区分を「状態監視保全」としたマンホール蓋は、旧タイプのマンホール蓋であること等から必要な機能が備わっていないとわかっている場合であっても、劣化状況等を把握して改築の実施を判断するために、マンホール蓋の点検・調査を必ず実施する必要はありますか。

A15： がたつき防止やふた飛散防止性能等の必要な機能を有していないことから、マンホール蓋に起因する事故等の発生リスクが高いと判断できる場合は、それらの機能を備えていないことをもって、健全でない判断することもできます。

つまり、当該マンホールについては、管理区分を「状態監視保全」に設定した場合であっても、改めて点検・調査の実施によって健全度を判定することなく、改築が必要と判断して改築事業の対象とすることもできます。

(4) 改築実施計画

Q16. <ストックマネジメント（改築事業）と地震対策の考え方について>

処理場・ポンプ場の機械・電気設備の更新を行うにあたって、設備が設置されている土木・建築施設の耐震化を事前に行うことが望ましいと考えられますが、耐震化事業スケジュールと設備改築スケジュールの整合が困難な場合、施設の耐震化が行われる前の設備改築は交付金対象とならないものでしょうか。（例えば、耐震化事業は常駐管理施設など人命確保の観点を優先し進めているが、老朽化施設は無人のポンプ場の優先度が高い場合など）

A16： 下水道施設の重要性は地震時においても平常時においても同様の基準（重要な幹線や人命にかかわる施設等）の適用が可能と考えられるため、極力、耐震化と改築スケジュールは合わせて検討願います。ただし、土木・建築施設と機械・電気設備の改築サイクルの違いなどから、耐震化・改築のスケジュールがどうしても合わせられない場合は、長期的な耐震化のスケジュールや減災対策の考え方を明示していただいた上で、改築事業の妥当性について協議願います。

(5) その他

Q17. スtockマネジメント実施方針は県及び国に報告する必要があるのですか。

A17： 改正下水道法に基づく新たな事業計画や下水道ストックマネジメント支援制度に基づく下水道マネジメント計画を策定する際の根拠となるものです。国への報告は必要ありませんが、都道府県の報告は確認してください。

Q18. スtockマネジメント実施方針と経営戦略の関係について教えてください。

A18: 経営戦略では、施設・整備の合理的な投資の見通しである精度の高い投資資産の把握が重要です。そのため、経営戦略のインプットとしてStockマネジメント実施方針で整理した数値を活用することが有効です。また、経営戦略を策定する際には、財源見通しを考慮し、投資と財源のギャップを調整していくこととなりますので、調整後の投資額をStockマネジメント実施方針に反映させていくことで、Stockマネジメント実施方針のレベルアップにつなげることが可能となります。

【2. SM計画】

(1) 全体

Q19. 事業計画に雨水が含まれている場合、雨水施設についても同時にSM計画を作成しなければならないのですか？また、その場合、その内容は、汚水と同レベルの計画が必要でしょうか。

A19: 基本的に全ての施設が対象です。ただし、施設の状況に応じて、検討レベル（優先順位や管理区分）に差をつけることは可能です。

(2) 改築実施計画

Q20. SM計画「③改築実施計画」は、基本的には点検・調査結果による診断に基づき策定した実施計画の内容を記載すると理解していますが、点検・調査を行わず、リスク評価等の想定に基づき記載してもよいのでしょうか。

A20: 上記で問題ありません。ただし、交付申請時には点検・調査結果に

基づく実施計画が必要です。

Q21. SM計画「③改築実施計画」の申請書の注意書きでは、状態監視及び時間計画保全施設に分類したものを記載となっています。事後保全施設を交付金対象施設として改築する際の記載はどのようにすればよろしいでしょうか。

A21: 事後保全施設は記載する必要はありません。社会資本総合整備計画（防災・安全）を変更して対応してください。ただし、主要な施設を事後保全とする際はその理由の記載が必要です。

※ここでいう主要な施設とは、以下の施設とする。

- 管路施設については管渠
- 汚水・雨水ポンプ施設についてはポンプ本体
- 水処理施設については送風機本体又は機械式エアレーション装置
- 汚泥処理施設については汚泥脱水機

Q22. SM計画「③改築実施計画」に基づき改築事業を実施している最中に、日常点検において改築対象機器以外の機器の故障を発見した場合、当該改築実施計画を変更することで当該機器の改築を実施することは可能でしょうか。

A22: 上記のとおりです。手続については、Q. 22 を参照してください。

Q23. SM計画「③改築実施計画」は、計画期間5年以内だと思いますが、実施設計を含めた5年以内（工事は4年以内となる場合あり）でしょうか。それとも実施設計を除いた5年以内（設計1年、工事5年以内）でしょうか。

A23: SM計画の計画期間（交付金の対象とする期間）で設定してください。例えば、実施設計を交付金の対象とする場合は、実施設計を含めた5年以内の計画を策定してください。

【3. 交付金について】

(1) 全体

Q24. これから新たに「ストックマネジメント計画」を策定（計画策定に交付金を活用）する場合、社会資本総合整備計画（防災・安全）の変更が必要ですか。また、「ストックマネジメント計画」策定後に改築事業量が明確になった段階で、さらに社会資本総合整備計画（防災・安全）を変更する必要がありますか。

A24： 必要です。下水道ストックマネジメント計画に記載している範囲内で、整備計画を策定及び変更する必要があります。

(2) SM計画の策定

Q25. SM計画策定のため、下水道台帳に属性情報の記録がないマンホール蓋の情報収集については交付金の交付対象となりますか。

A25： 交付対象となります。下水道台帳にマンホール蓋の属性情報の記録がない場合に、ストックマネジメントの実施にあたり必要となるマンホール蓋のタイプ等の情報収集については、「社会資本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について」（平成28年4月1日付け国水下水第111号下水道事業課長通知）中の「Ⅶ. 下水道ストックマネジメント支援制度」1（3）に該当することから、交付対象となります。

(3) 点検・調査の計画又は実施

Q26. 施設の改築や計画的な改築事業の推進のために必要な点検・調査に対する支援は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定する…とされていますが、平成28年10月17日の事務連絡で示された「ストックマネジメント実施方針」のみではストックマネジメント支援制度の適用（交付対象事業）は不可となりますか。

例：「ストックマネジメント計画」の施設管理区分に記載して点検・調査 ⇒ 交付対象となりますか。

例：「ストックマネジメント計画」の改築実施計画に記載した事業（事後保全も含む） ⇒ 交付対象となりますか。

A26： 可能です。ただし、「ストックマネジメント実施方針」は事業計画やストックマネジメント計画の「根拠となる資料として整理するもので、ストックマネジメント支援制度で示している点検・調査や改築を交付金対象として実施する場合には、別途、「ストックマネジメント計画（社会資本整備総合交付金交付要領（平成28年4月1日国官会第4197号）での記載例参照）を作成し、国土交通省（地方整備局）へ提出する必要があります。

Q27. 平成28年4月1日の事務連絡「平成28年度事業執行にあたっての交付対象範囲の確認事項について」の測量設計費⑤では、老朽度診断（テレビカメラによる老朽度診断等）に係る点検が交付対象となっていますが、これはSM計画が国土交通省（各地方整備局等）に提出されていることが前提と考えればよろしいでしょうか？

A27： 事務連絡の測量設計費⑤は計画策定のための調査のことであり、当該調査に基づきSM計画が策定されるため、調査の段階ではSM計画は不要です。

(3) 改築実施計画

Q28. 事後保全としたものに対しても補助を受けることができるのでしょうか？（特に処理場施設・設備関係）

A28: 通常の交付対象と同じ手続です。

【4. その他】

Q29. スtockマネジメント実施方針（SM実施方針）とStockマネジメント計画（SM計画）の違いを教えてください。

A29: SM計画は、Stockマネジメント支援制度を活用する場合に策定する必要がある計画です。国の交付金を活用して下水道施設を点検・調査及び改築する場合は原則としてStockマネジメント計画を策定する必要があります。

SM実施方針は、Stockマネジメントを実施する場合にその方針を定めるものです。既に下水道施設全体を俯瞰した維持管理・改築に関する方針を策定している場合は、一部改定するなどして代替することも可能です。このほか、SM実施方針は事業計画やSM計画の根拠となるものであるため、下水道管理者が自ら理解できるような内容とする必要があります。

Q30. 長寿命化支援制度とStockマネジメント支援制度の違いを教えてください。

A30: 長寿命化支援制度は、計画的な改築を推進することを目的に平成20年度に創設されました。本事業の実施にあたっては、管路施設や水処理施設など、個別施設ごとに「長寿命化計画」を策定し、これに基づ

く計画的な改築を交付対象としています。

個別施設計画では、下水道施設全体を俯瞰した点検・調査や改築の優先順が決められないため、下水道施設全体を一体的に捉え、対象の実施にメリハリをつけて、持続的に下水道機能を確保するため、平成28年度にストックマネジメント支援制度が創設されました。本事業の実施にあたっては、下水道施設全体を俯瞰した「ストックマネジメント計画」を策定し、この計画に位置付けられた点検・調査や改築を交付対象としております。

なお、長寿命化支援制度は段階的に廃止され、ストックマネジメント支援制度に移行します。

SM通信簿(平成 29 年度 第 2 回調査)の結果

○評価項目及び判定基準

評価項目	配点
①： 全施設を対象とした管理区分を設定済み	10点
②： 全施設を対象としたリスク評価・優先順位を設定済み	10点
③： ①と②を踏まえた点検・調査の基本方針を策定済み	10点
④： ①と②を踏まえた修繕・改築の実施計画を策定済み	10点
⑤： ③に基づく点検・調査を実施中	20点
⑥： ④に基づく修繕・改築を実施中	20点
⑦： ①～④を事業計画に反映済み	10点
⑧： ①～④をストックマネジメント実施方針やストックマネジメント計画等に反映済み	10点

100 点満点中の
獲得点数を
5 段階で評価

通信簿の判定	
1	20点未満
2	20点以上40点未満
3	40点以上60点未満
4	60点以上80点未満
5	80点以上

○都道府県別成績一覧

平成 30 年 3 月末時点

都道府県名	団体数	平均点	団体数(団体)					割合(%)					
			順位	通信簿					通信簿				
				1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
北海道	155	18.5	29	99	23	14	7	12	64	15	9	5	8
青森県	35	52.6	10	9	0	11	4	11	26	0	31	11	31
岩手県	33	73.0	4	0	0	13	1	19	0	0	39	3	58
宮城県	42	86.2	2	0	0	5	3	34	0	0	12	7	81
秋田県	30	64.3	6	0	6	0	15	9	0	20	0	50	30
山形県	33	83.6	3	0	0	4	6	23	0	0	12	18	70
福島県	42	97.6	1	0	0	0	0	42	0	0	0	0	100
茨城県	52	10.0	39	39	8	4	1	0	75	15	8	2	0
栃木県	30	19.0	28	22	2	1	0	5	73	7	3	0	17
群馬県	31	11.9	36	26	1	1	0	3	84	3	3	0	10
埼玉県	64	10.5	38	48	11	3	0	2	75	17	5	0	3
千葉県	37	12.2	35	25	8	2	2	0	68	22	5	5	0
東京都	34	24.4	25	24	1	0	3	6	71	3	0	9	18
神奈川県	35	17.7	30	24	4	1	2	4	69	11	3	6	11
新潟県	32	29.4	23	19	1	3	2	7	59	3	9	6	22
富山県	16	29.4	23	8	5	0	2	1	50	31	0	13	6
石川県	20	8.0	44	17	1	1	1	0	85	5	5	5	0
福井県	20	14.5	31	14	3	0	2	1	70	15	0	10	5
山梨県	28	14.3	32	23	0	0	1	4	82	0	0	4	14
長野県	67	30.1	21	31	15	6	3	12	46	22	9	4	18
岐阜県	39	23.3	26	25	2	3	3	6	64	5	8	8	15
静岡県	31	22.9	27	17	6	4	1	3	55	19	13	3	10
愛知県	60	47.8	14	13	12	11	8	16	22	20	18	13	27
三重県	26	35.4	17	8	7	4	2	5	31	27	15	8	19
滋賀県	20	34.5	18	8	2	3	5	2	40	10	15	25	10
京都府	27	31.9	20	14	0	6	2	5	52	0	22	7	19
大阪府	51	55.1	8	1	0	35	1	14	2	0	69	2	27
兵庫県	48	8.3	43	41	2	2	1	2	85	4	4	2	4
奈良県	33	32.4	19	15	3	7	2	6	45	9	21	6	18
和歌山県	25	3.2	46	24	0	0	0	1	96	0	0	0	4
鳥取県	19	0.0	47	19	0	0	0	0	100	0	0	0	0
島根県	19	11.6	37	14	1	3	1	0	74	5	16	5	0
岡山県	27	14.1	33	18	3	6	0	0	67	11	22	0	0
広島県	25	30.0	22	13	3	3	2	4	52	12	12	8	16
山口県	20	8.5	42	17	1	0	2	0	85	5	0	10	0
徳島県	15	10.0	39	13	0	0	1	1	87	0	0	7	7
香川県	17	68.8	5	0	0	8	2	7	0	0	47	12	41
愛媛県	17	10.0	39	13	2	1	1	0	76	12	6	6	0
高知県	17	5.9	45	16	0	0	0	1	94	0	0	0	6
福岡県	55	61.1	7	0	0	34	8	13	0	0	62	15	24
佐賀県	17	51.8	11	0	4	8	3	2	0	24	47	18	12
長崎県	17	40.6	15	0	10	4	2	1	0	59	24	12	6
熊本県	34	48.5	13	1	1	22	10	0	3	3	65	29	0
大分県	14	54.3	9	0	0	9	5	0	0	0	64	36	0
宮崎県	17	49.4	12	0	3	10	2	2	0	18	59	12	12
鹿児島県	19	35.8	16	0	14	3	2	0	0	74	16	11	0
沖縄県	28	13.6	34	19	1	7	1	0	68	4	25	4	0
合計	1,573	32.7		737	166	262	122	286	47	11	17	8	18

○結果の推移

都道府県名	平均点				平均点の全国順位			
	<前々回> H29. 2月 時点	<前回> H29. 9月末 時点	<最新>		<前々回> H29. 2月 時点	<前回> H29. 9月末 時点	<最新>	
			H30. 3月末 時点	前回から の変動			H30. 3月末 時点	前回から の変動
北海道	8.0	8.6	18.5	(9.9 ↑)	19	24	29	(5 ↓)
青森県	43.4	46.0	52.6	(6.6 ↑)	6	6	10	(4 ↓)
岩手県	67.2	70.0	73.0	(3.0 ↑)	5	4	4	(-)
宮城県	80.7	81.7	86.2	(4.5 ↑)	2	2	2	(-)
秋田県	70.8	68.5	64.3	(4.1 ↓)	4	5	6	(1 ↓)
山形県	70.9	79.1	83.6	(4.5 ↑)	3	3	3	(-)
福島県	94.8	95.5	97.6	(2.1 ↑)	1	1	1	(-)
茨城県	7.4	2.3	10.0	(7.7 ↑)	20	37	39	(2 ↓)
栃木県	1.6	4.3	19.0	(14.7 ↑)	36	31	28	(3 ↑)
群馬県	3.3	1.0	11.9	(11.0 ↑)	27	41	36	(5 ↑)
埼玉県	5.0	3.4	10.5	(7.0 ↑)	24	34	38	(4 ↓)
千葉県	2.9	2.4	12.2	(9.7 ↑)	30	36	35	(1 ↑)
東京都	16.4	18.5	24.4	(5.9 ↑)	11	16	25	(9 ↓)
神奈川県	10.3	10.9	17.7	(6.9 ↑)	18	23	30	(7 ↓)
新潟県	6.6	21.6	29.4	(7.8 ↑)	21	15	23	(8 ↓)
富山県	0.0	0.0	29.4	(29.4 ↑)	39	43	23	(20 ↑)
石川県	6.3	6.0	8.0	(2.0 ↑)	22	27	44	(17 ↓)
福井県	4.2	8.0	14.5	(6.5 ↑)	26	25	31	(6 ↓)
山梨県	0.9	14.3	14.3	(-)	37	18	32	(14 ↓)
長野県	28.1	25.5	30.1	(4.6 ↑)	9	14	21	(7 ↓)
岐阜県	0.0	1.5	23.3	(21.8 ↑)	39	39	26	(13 ↑)
静岡県	10.7	11.3	22.9	(11.6 ↑)	17	21	27	(6 ↓)
愛知県	19.7	25.7	47.8	(22.1 ↑)	10	13	14	(1 ↓)
三重県	28.5	28.5	35.4	(6.9 ↑)	8	11	17	(6 ↓)
滋賀県	13.0	27.5	34.5	(7.0 ↑)	12	12	18	(6 ↓)
京都府	11.1	12.6	31.9	(19.3 ↑)	16	20	20	(-)
大阪府	11.8	34.2	55.1	(20.9 ↑)	14	10	8	(2 ↑)
兵庫県	1.9	1.5	8.3	(6.9 ↑)	34	40	43	(3 ↓)
奈良県	12.4	18.5	32.4	(13.9 ↑)	13	17	19	(2 ↓)
和歌山県	0.4	0.8	3.2	(2.4 ↑)	38	42	46	(4 ↓)
鳥取県	0.0	0.0	0.0	(-)	39	43	47	(4 ↓)
島根県	2.1	7.4	11.6	(4.2 ↑)	32	26	37	(11 ↓)
岡山県	2.6	3.7	14.1	(10.4 ↑)	31	33	33	(-)
広島県	11.3	11.2	30.0	(18.8 ↑)	15	22	22	(-)
山口県	3.2	6.0	8.5	(2.5 ↑)	28	27	42	(15 ↓)
徳島県	2.0	2.0	10.0	(8.0 ↑)	33	38	39	(1 ↓)
香川県	0.0	0.0	68.8	(68.8 ↑)	39	43	5	(38 ↑)
愛媛県	2.9	2.9	10.0	(7.1 ↑)	29	35	39	(4 ↓)
高知県	0.0	5.3	5.9	(0.6 ↑)	39	30	45	(15 ↓)
福岡県	36.0	40.4	61.1	(20.7 ↑)	7	7	7	(-)
佐賀県	5.9	5.9	51.8	(45.9 ↑)	23	29	11	(18 ↑)
長崎県	0.0	36.5	40.6	(4.1 ↑)	39	8	15	(7 ↓)
熊本県	4.7	4.1	48.5	(44.4 ↑)	25	32	13	(19 ↑)
大分県	0.0	0.0	54.3	(54.3 ↑)	39	43	9	(34 ↑)
宮崎県	0.0	36.5	49.4	(12.9 ↑)	39	8	12	(4 ↓)
鹿児島県	1.7	12.8	35.8	(23.0 ↑)	35	19	16	(3 ↑)
沖縄県	0.0	0.0	13.6	(13.6 ↑)	39	43	34	(9 ↑)
合計	17.8	20.8	32.7	(12.0 ↑)				

※ 団体数の増減のため、前回調査より平均点が下がった都道府県が存在している。

【S M通信簿】全国下水道事業者別成績一覧（平成30年3月末時点）

北海道

事業者	点数	通信簿
石狩川流域	30	2
十勝川流域	0	1
函館湾流域	0	1
石狩湾特公	30	2
札幌市	100	5
函館市	30	2
小樽市	60	4
旭川市	90	5
室蘭市	0	1
釧路市	50	3
帯広市	100	5
北見市	50	3
夕張市	0	1
岩見沢市	0	1
網走市	0	1
留萌市	0	1
苫小牧市	50	3
稚内市	60	4
美瑛市	0	1
芦別市	0	1
江別市	0	1
赤平市	0	1
紋別市	0	1
士別市	30	2
名寄市	40	3
三笠市	0	1
根室市	0	1
千歳市	0	1
滝川市	0	1
砂川市	0	1
歌志内市	0	1
深川市	30	2
富良野市	60	4
登別市	0	1
恵庭市	50	3
伊達市	0	1
北広島市	0	1
石狩市	30	2
北斗市	0	1
当別町	0	1
知内町	0	1
木古内町	0	1
七飯町	30	2
森町	0	1
八雲町	0	1
長万部町	0	1
江差町	30	2
上ノ国町	100	5
乙部町	0	1
奥尻町	30	2
今金町	0	1
せたな町	0	1
寿都町	0	1
黒松内町	0	1
二セコ町	0	1
真狩村	0	1
留寿都村	0	1
喜茂別町	0	1
京極町	0	1
倶知安町	0	1
共和町	0	1
岩内町	0	1
泊村	30	2
古平町	0	1
余市町	80	5
赤井川村	0	1
南幌町	0	1
奈井江町	0	1
上砂川町	0	1
長沼町	0	1

栗山町	0	1
浦臼町	0	1
新十津川町	0	1
沼田町	0	1
鷹栖町	0	1
東神楽町	0	1
当麻町	60	4
比布町	0	1
愛別町	0	1
上川町	0	1
東川町	0	1
美瑛町	0	1
上富良野町	0	1
中富良野町	30	2
南富良野町	50	3
占冠村	0	1
和寒町	50	3
剣淵町	50	3
下川町	0	1
美深町	50	3
増毛町	0	1
小平町	20	2
苫前町	0	1
羽幌町	0	1
遠別町	0	1
天塩町	0	1
浜頓別町	80	5
中頓別町	80	5
枝幸町	0	1
豊富町	90	5
礼文町	0	1
利尻町	0	1
利尻富士町	0	1
幌延町	0	1
美幌町	30	2
津別町	0	1
斜里町	0	1
置戸町	0	1
佐呂間町	0	1
遠軽町	30	2
湧別町	0	1
滝上町	30	2
興部町	0	1
西興部村	0	1
雄武町	30	2
大空町	0	1
豊浦町	60	4
白老町	0	1
厚真町	30	2
洞爺湖町	30	2
安平町	50	3
むかわ町	0	1
日高町	0	1
新冠町	30	2
浦河町	0	1
様似町	0	1
えりも町	0	1
新ひだか町	100	5
音更町	0	1
士幌町	80	5
上士幌町	0	1
鹿追町	0	1
新得町	0	1
清水町	0	1
芽室町	50	3
中札内村	0	1
更別村	0	1
大樹町	0	1
広尾町	40	3
幕別町	0	1
池田町	0	1
豊頃町	0	1

本別町	80	5
足寄町	0	1
陸別町	0	1
浦幌町	100	5
釧路町	30	2
厚岸町	50	3
浜中町	30	2
標茶町	30	2
弟子屈町	30	2
白糠町	50	3
別海町	0	1
中標津町	60	4
標津町	70	4

北海道	18.5	1
-----	------	---

青森県

事業者	点数	通信簿
岩木川流域	90	5
馬淵川流域	100	5
青森県（十和田湖関連）（十和田市）	90	5
青森市	90	5
弘前市	100	5
八戸市	100	5
黒石市	60	4
五所川原市	90	5
十和田市	100	5
三沢市	90	5
むつ市	100	5
つがる市	50	3
平川市	40	3
平内町	50	3
外ヶ浜町	50	3
鯉ヶ沢町	60	4
深浦町	0	1
藤崎町	50	3
大鰐町	0	1
田舎館村	0	1
板柳町	50	3
鶴田町	0	1
七戸町	70	4
六戸町	0	1
東北町	50	3
六ヶ所村	60	4
おいらせ町	50	3
大間町	50	3
東通村	0	1
佐井村	0	1
三戸町	0	1
五戸町	0	1
南部町	50	3
階上町	50	3
新郷村	100	5

青森県	52.6	3
-----	------	---

岩手県

事業者	点数	通信簿
北上川上流流域	100	5
磐井川流域	100	5
盛岡市	100	5
宮古市	90	5
大船渡市	100	5
花巻市	100	5
北上市	100	5
久慈市	100	5
遠野市	100	5
一関市	90	5
陸前高田市	40	3
釜石市	100	5
二戸市	100	5
八幡平市	80	5

奥州市	90	5
滝沢村	100	5
雫石町	40	3
岩手町	40	3
紫波町	90	5
矢巾町	90	5
西和賀町	40	3
金ヶ崎町	90	5
平泉町	40	3
住田町	40	3
大槌町	100	5
山田町	40	3
岩泉町	40	3
田野畑村	40	3
軽米町	40	3
野田村	40	3
九戸村	70	4
洋野町	40	3
一戸町	40	3

岩手県	73.0	4
-----	------	---

宮城県

事業者	点数	通信簿
仙塩流域	100	5
阿武隈川下流流域	100	5
鳴瀬川流域	100	5
吉田川流域	100	5
北上川下流流域	90	5
迫川流域	100	5
北上川下流東部流域	90	5
仙台市	100	5
石巻市	50	3
塩竈市	50	3
気仙沼市	50	3
白石市	100	5
名取市	90	5
角田市	90	5
多賀城市	100	5
岩沼市	90	5
登米市	90	5
栗原市	80	5
東松島市	100	5
大崎市	90	5
富谷市	90	5
蔵王町	60	4
七ヶ宿町	90	5
大河原町	100	5
村田町	100	5
柴田町	90	5
川崎町	90	5
丸森町	100	5
亶理町	100	5
山元町	100	5
松島町	90	5
七ヶ浜町	100	5
利府町	90	5
大和町	90	5
大郷町	90	5
大衡村	60	4
色麻町	50	3
加美町	90	5
涌谷町	60	4
美里町	80	5
女川町	50	3
南三陸町	90	5

宮城県	86.2	5
-----	------	---

秋田県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Akita Prefecture with their respective scores and communication records.

秋田県 64.3 4

山形県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Yamagata Prefecture with their respective scores and communication records.

山形県 83.6 5

福島県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Fukushima Prefecture with their respective scores and communication records.

福島県 97.6 5

茨城県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Ibaraki Prefecture with their respective scores and communication records.

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Chiba Prefecture with their respective scores and communication records.

茨城県 10.0 1

栃木県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Tochigi Prefecture with their respective scores and communication records.

栃木県 19.0 1

群馬県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Gunma Prefecture with their respective scores and communication records.

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Kanagawa Prefecture with their respective scores and communication records.

群馬県 11.9 1

埼玉県

Table with 3 columns: 事業者, 点数, 通信簿. Lists water utility providers in Saitama Prefecture with their respective scores and communication records.

三郷市	0	1
蓮田市	30	2
幸手市	0	1
日高市	0	1
吉川市	0	1
ふじみ野市	0	1
白岡市	0	1
伊奈町	0	1
三芳町	0	1
滑川町	0	1
嵐山町	0	1
小川町	0	1
川島町	10	1
吉見町	0	1
横瀬町	0	1
美里町	0	1
神川町	30	2
上里町	20	2
寄居町	0	1
宮代町	50	3
杉戸町	0	1
松伏町	0	1
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	0	1
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合	0	1
皆野・長瀬上下水道組合	0	1

埼玉県	10.5	1
-----	------	---

千葉県

事業者	点数	通信簿
印旛沼流域	0	1
手賀沼流域	0	1
江戸川左岸流域	0	1
千葉市	60	4
銚子市	30	2
市川市	0	1
船橋市	30	2
館山市	0	1
木更津市	0	1
松戸市	0	1
野田市	0	1
茂原市	30	2
成田市	30	2
佐倉市	30	2
東金市	0	1
旭市	0	1
習志野市	0	1
柏市	70	4
市原市	0	1
流山市	40	3
八千代市	0	1
我孫子市	0	1
鎌ヶ谷市	0	1
浦安市	30	2
四街道市	0	1
袖ヶ浦市	30	2
八街市	0	1
印西市	0	1
白井市	0	1
富里市	0	1
香取市	50	3
大網白里市	20	2
酒々井町	0	1
栄町	0	1
芝山町	0	1
長生村	0	1
君津富津広域下水道組合（君津市・富津市）	0	1

千葉県	12.2	1
-----	------	---

東京都

事業者	点数	通信簿
荒川右岸東京流域	100	5
多摩川流域	100	5
区部	100	5
八王子市	60	4
立川市	0	1
武蔵野市	0	1
三鷹市	0	1
青梅市	0	1
府中市	0	1
昭島市	0	1
調布市	30	2
町田市	100	5
小金井市	0	1
小平市	90	5
日野市	70	4
東村山市	0	1
国分寺市	10	1
国立市	60	4
福生市	0	1
狛江市	0	1
東大和市	0	1
清瀬市	100	5
東久留米市	0	1
武蔵村山市	0	1
多摩市	10	1
稲城市	0	1
羽村市	0	1
あきる野市	0	1
西東京市	0	1
瑞穂町	0	1
日の出町	0	1
檜原村	0	1
奥多摩町	0	1
新島村	0	1

東京都	24.4	2
-----	------	---

神奈川県

事業者	点数	通信簿
相模川流域	20	2
酒匂川流域	20	2
横浜市	60	4
川崎市	80	5
相模原市	30	2
横須賀市	60	4
平塚市	0	1
鎌倉市	0	1
藤沢市	0	1
小田原市	0	1
茅ヶ崎市	90	5
逗子市	0	1
三浦市	0	1
秦野市	0	1
厚木市	0	1
大和市	90	5
伊勢原市	0	1
海老名市	30	2
座間市	0	1
南足柄市	0	1
綾瀬市	0	1
葉山町	0	1
寒川町	50	3
大磯町	0	1
二宮町	0	1
中井町	0	1
大井町	0	1
松田町	0	1
山北町	0	1
開成町	0	1
箱根町	0	1

真鶴町	0	1
湯河原町	0	1
愛川町	90	5
清川村	0	1

神奈川県	17.7	1
------	------	---

新潟県

事業者	点数	通信簿
信濃川下流流域	90	5
魚野川流域	100	5
阿賀野川流域	100	5
西川流域	100	5
新潟市	10	1
長岡市	0	1
三条市	0	1
柏崎市	0	1
新発田市	40	3
小千谷市	80	5
加茂市	0	1
十日町市	80	5
見附市	50	3
村上市	10	1
燕市	0	1
糸魚川市	70	4
妙高市	0	1
五泉市	0	1
上越市	0	1
阿賀野市	0	1
佐渡市	0	1
魚沼市	0	1
南魚沼市	80	5
胎内市	0	1
聖籠町	0	1
弥彦村	30	2
田上町	0	1
阿賀町	60	4
出雲崎町	40	3
湯沢町	0	1
津南町	0	1
関川村	0	1

新潟県	29.4	2
-----	------	---

富山県

事業者	点数	通信簿
小矢部川流域	70	4
神通川左岸流域	70	4
富山市	100	5
高岡市	10	1
魚津市	10	1
氷見市	10	1
滑川市	10	1
黒部市	30	2
砺波市	30	2
小矢部市	30	2
南砺市	30	2
射水市	10	1
上市町	30	2
入善町	10	1
朝日町	10	1
中新川広域行政事務組合	10	1

富山県	29.4	2
-----	------	---

石川県

事業者	点数	通信簿
犀川左岸流域	0	1
加賀沿岸流域	0	1
金沢市	70	4
七尾市	10	1
小松市	0	1

輪島市	0	1
珠洲市	0	1
加賀市	0	1
羽咋市	0	1
かほく市	20	2
白山市	0	1
能美市	0	1
野々市市	10	1
津幡町	0	1
内灘町	0	1
志賀町	0	1
宝達志水町	50	3
中能登町	0	1
穴水町	0	1
能登町	0	1

石川県	8.0	1
-----	-----	---

福井県

事業者	点数	通信簿
九頭竜川流域	0	1
福井臨海都市	60	4
福井市	0	1
敦賀市	0	1
小浜市	0	1
大野市	0	1
勝江市	20	2
鯖江市	0	1
あわら市	30	2
越前市	0	1
坂井市	0	1
永平寺町	0	1
池田町	0	1
南越前町	30	2
越前町	70	4
美浜町	0	1
高浜町	0	1
おおい町	0	1
若狭町	0	1
五領川公共下水道事務組合	80	5

福井県	14.5	1
-----	------	---

山梨県

事業者	点数	通信簿
富士北麓流域	80	5
峡東流域	80	5
釜無川流域	80	5
桂川流域	80	5
甲府市	70	4
富士吉田市	0	1
都留市	0	1
山梨市	0	1
大月市	0	1
韮崎市	0	1
南アルプス市	0	1
北杜市	10	1
甲斐市	0	1
笛吹市	0	1
上野原市	0	1
甲州市	0	1
中央市	0	1
市川三郷町	0	1
早川町	0	1
身延町	0	1
富士川町	0	1
昭和町	0	1
西桂町	0	1
忍野村	0	1
山中湖村	0	1
富士河口湖町	0	1
小菅村	0	1

丹波山村	0	1
------	---	---

山梨県	14.3	1
-----	------	---

長野県

事業者	点数	通信簿
諏訪湖流域	0	1
千曲川流域	0	1
犀川安曇野流域	30	2
長野市	30	2
松本市	90	5
上田市	80	5
岡谷市	80	5
飯田市	30	2
諏訪市	10	1
須坂市	30	2
小諸市	10	1
伊那市	80	5
駒ヶ根市	10	1
中野市	90	5
大町市	30	2
飯山市	30	2
茅野市	100	5
塩尻市	90	5
佐久市	60	4
千曲市	30	2
東御市	30	2
安曇野市	50	3
川上村	0	1
南牧村	10	1
軽井沢町	10	1
御代田町	0	1
立科町	40	3
青木村	0	1
長和町	10	1
下諏訪町	20	2
富士見町	20	2
原村	0	1
辰野町	10	1
箕輪町	10	1
飯島町	0	1
南箕輪村	40	3
中川村	0	1
宮田村	70	4
松川町	10	1
高森町	20	2
阿智村	10	1
天龍村	0	1
喬木村	80	5
豊丘村	80	5
上松町	10	1
南木曾町	10	1
木祖村	30	2
大桑村	70	4
木曾町	10	1
麻績村	0	1
山形村	20	2
朝日村	50	3
池田町	10	1
松川村	80	5
白馬村	40	3
小谷村	0	1
坂城町	30	2
小布施町	0	1
高山村	0	1
山ノ内村	0	1
木島平村	0	1
野沢温泉村	40	3
信濃町	0	1
小川村	0	1
飯綱町	30	2
川西保健衛生組合(佐久市、東御市、立科町)	80	5

県民生活衛生組合(佐久市、小海町、佐久穂町)	80	5
------------------------	----	---

長野県	30.1	2
-----	------	---

岐阜県

事業者	点数	通信簿
木曽川右岸流域	90	5
岐阜市	50	3
大垣市	70	4
高山市	0	1
多治見市	0	1
関市	0	1
中津川市	0	1
美濃市	0	1
瑞浪市	90	5
羽島市	0	1
恵那市	0	1
美濃加茂市	70	4
土岐市	0	1
各務原市	90	5
可児市	0	1
山県市	0	1
瑞穂市	0	1
飛騨市	0	1
本巣市	0	1
郡上市	0	1
下呂市	20	2
海津市	50	3
岐南町	30	2
笠松町	0	1
養老町	0	1
垂井町	40	3
関ヶ原町	0	1
神戸町	0	1
輪之内町	0	1
安八町	0	1
揖斐川町	0	1
池田町	0	1
北方町	80	5
坂祝町	0	1
富加町	60	4
川辺町	80	5
八百津町	90	5
御嵩町	0	1
白川村	0	1

岐阜県	23.3	2
-----	------	---

静岡県

事業者	点数	通信簿
狩野川流域(東部処理区)	20	2
狩野川流域(西部処理区)	20	2
静岡市	100	5
浜松市	90	5
沼津市	30	2
熱海市	100	5
三島市	0	1
富士宮市	30	2
伊東市	60	4
島田市	0	1
富士市	50	3
磐田市	50	3
焼津市	0	1
掛川市	0	1
藤枝市	30	2
御殿場市	10	1
袋井市	50	3
下田市	40	3
裾野市	0	1
湖西市	0	1
伊豆市	0	1
御前崎市	30	2

菊川市	0	1
伊豆の国市	0	1
南伊豆町	0	1
函南町	0	1
清水町	0	1
長泉町	0	1
小山町	0	1
吉田町	0	1
森町	0	1

静岡県	22.9	2
-----	------	---

愛知県

事業者	点数	通信簿
矢作川流域	100	5
境川流域	100	5
衣浦西部流域	100	5
衣浦東部流域	100	5
豊川流域	100	5
五条川左岸流域	100	5
日光川上流流域	100	5
五条川右岸流域	100	5
新川東部流域	80	5
新川西部流域	80	5
日光川下流流域	80	5
名古屋市	100	5
豊橋市	0	1
岡崎市	30	2
一宮市	60	4
瀬戸市	0	1
半田市	30	2
春日井市	30	2
豊川市	100	5
津島市	70	4
碧南市	50	3
刈谷市	50	3
豊田市	60	4
安城市	50	3
西尾市	50	3
蒲郡市	60	4
犬山市	0	1
常滑市	0	1
江南市	0	1
小牧市	30	2
稲沢市	50	3
新城市	80	5
東海市	30	2
大府市	0	1
知多市	30	2
知立市	60	4
尾張旭市	60	4
高浜市	80	5
岩倉市	0	1
豊明市	30	2
日進市	40	3
田原市	50	3
愛西市	50	3
清須市	40	3
北名古屋	30	2
弥富市	0	1
みよし市	0	1
あま市	30	2
長久手市	30	2
東郷町	30	2
豊山町	100	5
大口町	0	1
宮津湾流域	0	1
大治町	40	3
蟹江町	0	1
阿久比町	60	4
東浦町	0	1
武豊町	60	4

幸田町	30	2
東栄町	50	3

愛知県	47.8	3
-----	------	---

三重県

事業者	点数	通信簿
北勢沿岸流域	80	5
中勢沿岸流域	80	5
宮川流域	80	5
津市	20	2
四日市市	60	4
伊勢市	50	3
松阪市	10	1
桑名市	50	3
鈴鹿市	0	1
名張市	50	3
亀山市	90	5
鳥羽市	0	1
いなべ市	50	3
志摩市	0	1
伊賀市	20	2
木曽岬町	90	5
東員町	0	1
菟野町	30	2
朝日町	30	2
川越町	30	2
多気町	0	1
明和町	20	2
大台町	0	1
玉城町	60	4
南伊勢町	0	1
御浜町	20	2

三重県	35.4	2
-----	------	---

滋賀県

事業者	点数	通信簿
琵琶湖流域	10	1
大津市	60	4
彦根市	60	4
長浜市	60	4
近江八幡市	10	1
草津市	80	5
守山市	0	1
栗東市	50	3
甲賀市	0	1
野洲市	0	1
湖南市	30	2
高島市	0	1
東近江市	0	1
米原市	90	5
日野町	40	3
竜王町	30	2
愛荘町	40	3
豊郷町	60	4
甲良町	60	4
多賀町	10	1

滋賀県	34.5	2
-----	------	---

京都府

事業者	点数	通信簿
桂川右岸流域	100	5
木津川流域	0	1
宮津湾流域	90	5
木津川上流流域	0	1
京都市	80	5
福知山市	80	5
舞鶴市	10	1
綾部市	50	3

宇治市	0	1
宮津市	50	3
亀岡市	90	5
城陽市	0	1
向日市	50	3
長岡京市	0	1
八幡市	0	1
京田辺市	0	1
京丹後市	0	1
南丹市	0	1
木津川市	40	3
大山崎町	50	3
久御山町	0	1
井手町	0	1
宇治田原町	70	4
和束町	40	3
精華町	0	1
京丹波町	0	1
与謝野町	60	4

京都府	31.9	2
-----	------	---

大阪府

事業者	点数	通信簿
猪名川流域	0	1
安威川流域	90	5
淀川右岸流域	90	5
淀川左岸流域	100	5
寝屋川北部流域	100	5
寝屋川南部流域	100	5
大和川下流域	100	5
南大阪湾岸流域	90	5
大阪市	100	5
堺市	80	5
岸和田市	90	5
豊中市	90	5
池田市	40	3
吹田市	50	3
高槻市	50	3
貝塚市	40	3
守口市	50	3
枚方市	40	3
茨木市	40	3
八尾市	40	3
泉佐野市	40	3
富田林市	90	5
寝屋川市	40	3
河内長野市	100	5
松原市	40	3
大東市	40	3
和泉市	40	3
箕面市	90	5
柏原市	40	3
羽曳野市	40	3
門真市	40	3
摂津市	40	3
高石市	60	4
藤井寺市	40	3
東大阪市	40	3
泉南市	40	3
四條畷市	40	3
交野市	40	3
大阪狭山市	40	3
阪南市	40	3
島本町	40	3
豊能町	40	3
能勢町	40	3
忠岡町	40	3
熊取町	40	3
田尻町	40	3
岬町	40	3

太子町	40	3
河南町	40	3
千早赤阪村	40	3

大阪府	55.1	3
-----	------	---

兵庫県

事業者	点数	通信簿
猪名川流域	0	1
武庫川上流流域	0	1
武庫川下流流域	0	1
加古川上流流域	0	1
加古川下流流域	0	1
揖保川流域	0	1
神戸市	10	1
姫路市	0	1
尼崎市	0	1
明石市	10	1
西宮市	60	4
洲本市	0	1
芦屋市	50	3
伊丹市	80	5
相生市	0	1
豊岡市	0	1
加古川市	0	1
赤穂市	0	1
西脇市	0	1
宝塚市	0	1
三木市	0	1
高砂市	100	5
川西市	0	1
小野市	20	2
三田市	0	1
加西市	0	1
篠山市	0	1
養父市	30	2
丹波市	0	1
南あわじ市	0	1
朝来市	0	1
淡路市	0	1
宍粟市	0	1
加東市	0	1
たつの市	40	3
猪名川町	0	1
多可町	0	1
稲美町	0	1
播磨町	0	1
市川町	0	1
福崎町	0	1
神河町	0	1
太子町	0	1
上郡町	0	1
佐用町	0	1
香美町	0	1
新温泉町	0	1
播磨高原広域事務組合	0	1

兵庫県	8.3	1
-----	-----	---

奈良県

事業者	点数	通信簿
大和川上流流域	90	5
宇陀川流域	90	5
吉野川流域	90	5
奈良市	0	1
大和高田市	30	2
大和郡山市	40	3
天理市	50	3
橿原市	0	1
桜井市	0	1
五條市	30	2
御所市	0	1

生駒市	0	1
香芝市	100	5
葛城市	50	3
宇陀市	80	5
山添村	0	1
平群町	50	3
三郷町	0	1
斑鳩町	20	2
安堵町	0	1
川西町	50	3
三宅町	0	1
田原本町	60	4
高取町	0	1
明日香村	0	1
上牧町	0	1
王寺町	0	1
広陵町	60	4
河合町	80	5
吉野町	0	1
大淀町	50	3
下市町	50	3
天川村	0	1

奈良県	32.4	2
-----	------	---

和歌山県

事業者	点数	通信簿
紀の川流域	80	5
紀の川中流域	0	1
和歌山市	0	1
海南市	0	1
橋本市	0	1
有田市	0	1
御坊市	0	1
田辺市	0	1
新宮市	0	1
紀の川市	0	1
岩出市	0	1
かつらぎ町	0	1
九度山町	0	1
高野町	0	1
湯浅町	0	1
広川町	0	1
有田川町	0	1
美浜町	0	1
由良町	0	1
みなべ町	0	1
白浜町	0	1
上富田町	0	1
那智勝浦町	0	1
太地町	0	1
串本町	0	1

和歌山県	3.2	1
------	-----	---

鳥取県

事業者	点数	通信簿
天神川流域	0	1
鳥取市	0	1
米子市	0	1
倉吉市	0	1
境港市	0	1
岩美町	0	1
若桜町	0	1
智頭町	0	1
八頭町	0	1
三朝町	0	1
湯梨浜町	0	1
琴浦町	0	1
北栄町	0	1
日吉津村	0	1
大山町	0	1

南部町	0	1
伯耆町	0	1
日野町	0	1
江府町	0	1

鳥取県	0.0	1
-----	-----	---

島根県

事業者	点数	通信簿
宍道湖流域	0	1
松江市	60	4
浜田市	10	1
出雲市	0	1
益田市	0	1
大田市	0	1
安来市	0	1
江津市	0	1
雲南市	20	2
奥出雲町	40	3
飯南町	0	1
美郷町	50	3
邑南町	0	1
津和野町	0	1
吉賀町	0	1
海士町	0	1
西ノ島町	40	3
隠岐の島町	0	1
域連合	0	1

島根県	11.6	1
-----	------	---

岡山県

事業者	点数	通信簿
児島湖流域	30	2
岡山市	0	1
倉敷市	50	3
津山市	0	1
玉野市	0	1
笠岡市	20	2
井原市	50	3
総社市	50	3
高梁市	50	3
新見市	0	1
備前市	50	3
瀬戸内市	30	2
赤磐市	0	1
真庭市	0	1
美作市	0	1
浅口市	0	1
和気町	0	1
早島町	50	3
里庄町	0	1
矢掛町	0	1
新庄村	0	1
鏡野町	0	1
勝央町	0	1
奈義町	0	1
久米南町	0	1
美咲町	0	1
吉備中央町	0	1

岡山県	14.1	1
-----	------	---

広島県

事業者	点数	通信簿
太田川流域	100	5
芦田川流域	100	5
沼田川流域	90	5
広島市	70	4
呉市	0	1
竹原市	0	1
三原市	0	1

尾道市	0	1
福山市	0	1
府中市	40	3
三次市	30	2
庄原市	0	1
大竹市	70	4
東広島市	0	1
廿日市市	0	1
安芸高田市	50	3
江田島市	30	2
府中町	100	5
海田町	0	1
熊野町	30	2
坂町	40	3
安芸太田町	0	1
北広島町	0	1
大崎上島町	0	1
世羅町	0	1

広島県	30.0	2
-----	------	---

山口県

事業者	点数	通信簿
周南流域	0	1
田布施川流域	70	4
下関市	0	1
宇部市	60	4
山口市	10	1
萩市	0	1
防府市	0	1
下松市	0	1
岩国市	0	1
光市	0	1
長門市	0	1
柳井市	0	1
美祢市	0	1
周南市	0	1
山陽小野田市	0	1
周防大島町	30	2
和木町	0	1
田布施町	0	1
平生町	0	1
<small>宇部、阿知湯公共下水道組合(宇部市、山口県)</small>	0	1

山口県	8.5	1
-----	-----	---

徳島県

事業者	点数	通信簿
旧吉野川流域	0	1
徳島市	0	1
鳴門市	0	1
小松島市	0	1
阿南市	0	1
吉野川市	80	5
美馬市	0	1
美波町	0	1
海陽町	0	1
松茂町	0	1
北島町	0	1
藍住町	0	1
板野町	0	1
つるぎ町	0	1
東みよし町	70	4

徳島県	10.0	1
-----	------	---

香川県

事業者	点数	通信簿
中讃流域	90	5
高松市	50	3
丸亀市	100	5
坂出市	50	3

善通寺市	50	3
観音寺市	100	5
さぬき市	50	3
東かがわ市	50	3
土庄町	70	4
小豆島町	90	5
三木町	90	5
直島町	50	3
宇多津町	50	3
綾川町	60	4
琴平町	50	3
多度津町	90	5
まんのう町	80	5

香川県	68.8	4
-----	------	---

愛媛県

事業者	点数	通信簿
松山市	0	1
今治市	30	2
宇和島市	0	1
八幡浜市	0	1
新居浜市	0	1
西条市	60	4
大洲市	50	3
伊予市	0	1
四国中央市	30	2
西予市	0	1
東温市	0	1
上島町	0	1
久万高原町	0	1
松前町	0	1
砥部町	0	1
内子町	0	1
伊方町	0	1

愛媛県	10.0	1
-----	------	---

高知県

事業者	点数	通信簿
浦戸湾東部流域	0	1
高知市	10	1
安芸市	0	1
南国市	0	1
須崎市	0	1
宿毛市	0	1
四万十市	0	1
香南市	0	1
香美市	0	1
東洋町	0	1
芸西村	0	1
土佐町	0	1
いの町	0	1
中土佐町	0	1
越知町	0	1
禰原町	90	5
四万十町	0	1

高知県	5.9	1
-----	-----	---

福岡県

事業者	点数	通信簿
御笠川那珂川流域	90	5
多々良川流域	100	5
宝満川流域	100	5
宝満川上流流域	100	5
筑後川中流右岸流域	100	5
遠賀川下流流域	100	5
矢部川流域	100	5
遠賀川中流流域	100	5
北九州市	50	3
福岡市	100	5

大牟田市	50	3
久留米市	40	3
直方市	50	3
飯塚市	50	3
柳川市	40	3
八女市	50	3
筑後市	50	3
大川市	50	3
行橋市	70	4
豊前市	50	3
中間市	90	5
小郡市	70	4
筑紫野市	50	3
春日市	80	5
大野城市	90	5
宗像市	40	3
太宰府市	50	3
古賀市	50	3
福津市	60	4
うきは市	40	3
宮若市	50	3
朝倉市	60	4
みやま市	40	3
糸島市	60	4
那珂川町	50	3
宇美町	70	4
篠栗町	50	3
志免町	50	3
須恵町	50	3
新宮町	50	3
久山町	50	3
粕屋町	40	3
芦屋町	70	4
水巻町	40	3
岡垣町	60	4
遠賀町	100	5
小竹町	50	3
鞍手町	50	3
筑前町	50	3
大刀洗町	40	3
広川町	50	3
荻田町	50	3
みやこ町	40	3
吉富町	40	3
築上町	40	3

福岡県	61.1	4
-----	------	---

佐賀県

事業者	点数	通信簿
佐賀市	30	2
唐津市	50	3
鳥栖市	30	2
多久市	50	3
伊万里市	70	4
武雄市	60	4
鹿島市	100	5
小城市	40	3
嬉野市	50	3
神埼市	30	2
吉野ヶ里町	60	4
基山町	50	3
みやき町	90	5
玄海町	50	3
有田町	50	3
江北町	30	2
白石町	40	3

佐賀県	51.8	3
-----	------	---

長崎県

事業者	点数	通信簿
大村湾南部流域	30	2
長崎市	30	2
佐世保市	30	2
諫早市	60	4
大村市	90	5
松浦市	30	2
壱岐市	30	2
西海市	30	2
雲仙市	60	4
南島原市	30	2
長与町	50	3
時津町	30	2
東彼杵町	40	3
川棚町	50	3
波佐見町	40	3
小値賀町	30	2
佐々町	30	2

長崎県	40.6	3
-----	------	---

熊本県

事業者	点数	通信簿
熊本北部流域	60	4
八代北部流域	60	4
球磨川上流流域	50	3
熊本市	30	2
八代市	60	4
人吉市	60	4
荒尾市	50	3
水俣市	60	4
玉名市	50	3
山鹿市	50	3
菊池市	50	3
宇土市	50	3
上天草市	60	4
宇城市	50	3
阿蘇市	60	4
天草市	50	3
合志市	60	4
南関町	40	3
長洲町	50	3
和水町	40	3
大津町	50	3
菊陽町	40	3
南小国町	0	1
御船町	50	3
嘉島町	50	3
益城町	60	4
水川町	50	3
芦北町	40	3
錦町	50	3
多良木町	40	3
湯前町	40	3
水上村	40	3
あさぎり町	40	3
苓北町	60	4

熊本県	48.5	3
-----	------	---

大分県

事業者	点数	通信簿
大分市	60	4
別府市	50	3
中津市	50	3
日田市	50	3
佐伯市	50	3
臼杵市	50	3
津久見市	50	3
豊後高田市	50	3
杵築市	50	3

宇佐市	50	3
豊後大野市	70	4
国東市	60	4
姫島村	60	4
日出町	60	4

大分県	54.3	3
-----	------	---

宮崎県

事業者	点数	通信簿
宮崎市	70	4
都城市	60	4
延岡市	50	3
日南市	40	3
小林市	80	5
日向市	90	5
串間市	50	3
西都市	50	3
三股町	50	3
国富町	40	3
綾町	30	2
高鍋町	20	2
西米良村	50	3
木城町	40	3
川南町	50	3
諸塚村	20	2
高千穂町	50	3

宮崎県	49.4	3
-----	------	---

鹿児島県

事業者	点数	通信簿
鹿児島市	50	3
鹿屋市	40	3
枕崎市	60	4
出水市	30	2
指宿市	30	2
薩摩川内市	30	2
日置市	30	2
曾於市	30	2
霧島市	30	2
いちき串木野市	30	2
南さつま市	50	3
奄美市	30	2
南九州市	30	2
さつま町	30	2
大崎町	30	2
喜界町	30	2
徳之島町	60	4
和泊町	30	2
知名町	30	2

鹿児島県	35.8	2
------	------	---

沖縄県

事業者	点数	通信簿
中部流域	0	1
中城湾流域	0	1
中城湾南部流域	0	1
那覇市	0	1
宜野湾市	0	1
石垣市	0	1
浦添市	0	1
名護市	0	1
糸満市	30	2
沖縄市	60	4
豊見城市	0	1
うるま市	40	3
宮古島市	0	1
南城市	50	3
大宜味村	0	1
本部町	0	1

読谷村	0	1
嘉手納町	0	1
北谷町	0	1
北中城村	40	3
中城村	40	3
西原町	40	3
与那原町	40	3
南風原町	40	3
渡嘉敷村	0	1
座間味村	0	1
久米島町	0	1
竹富町	0	1

沖縄県	13.6	1
-----	------	---

全国	32.7	2
----	------	---